



2023年5月17日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長兼会長 中島 拓
(コード番号: 7187 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務兼専務執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1245)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日に開催予定の当社第20回定時株主総会において、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の招集権者及び議長にあたるよう、現行定款第14条を変更するものであります。
- ②経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条の代表取締役の選定人数を変更するとともに現行定款第22条に定める取締役会の招集及び議長について所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2023年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日 2023年6月23日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 13 条 (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 15 条～第 17 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 20 条 (省略)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条～第 29 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 30 条～第 32 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>第 1 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 15 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 30 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p>